

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名

- (1) 瀧上工業（株） 愛知県半田市神明町1-1  
00-003444 代表者 瀧上 晶義  
(土木、とび・土工、鋼構造物)

## 2 指名停止期間

平成28年11月29日 ～ 平成29年8月28日 (9か月)

## 3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事（下請を含む）

## 4 事実概要

瀧上工業（株）の営業副本部長兼東京支店長らは、中部地方整備局三重河川国道事務所が発注した橋梁工事に関し、予定価格などを教えた見返りに飲食接待をしたなどとして、公契約関係競売入札妨害、贈賄等の容疑で逮捕・起訴された。

## 5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第3号ロ及び第2第9号ロに該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」  
別表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、又はロに掲げる者が本県以外の地域の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から  3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内
(競売入札妨害又は談合) 9 次のイ又はロに掲げる者が、県外の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から  3か月以上12か月以内 1か月以上12か月以内